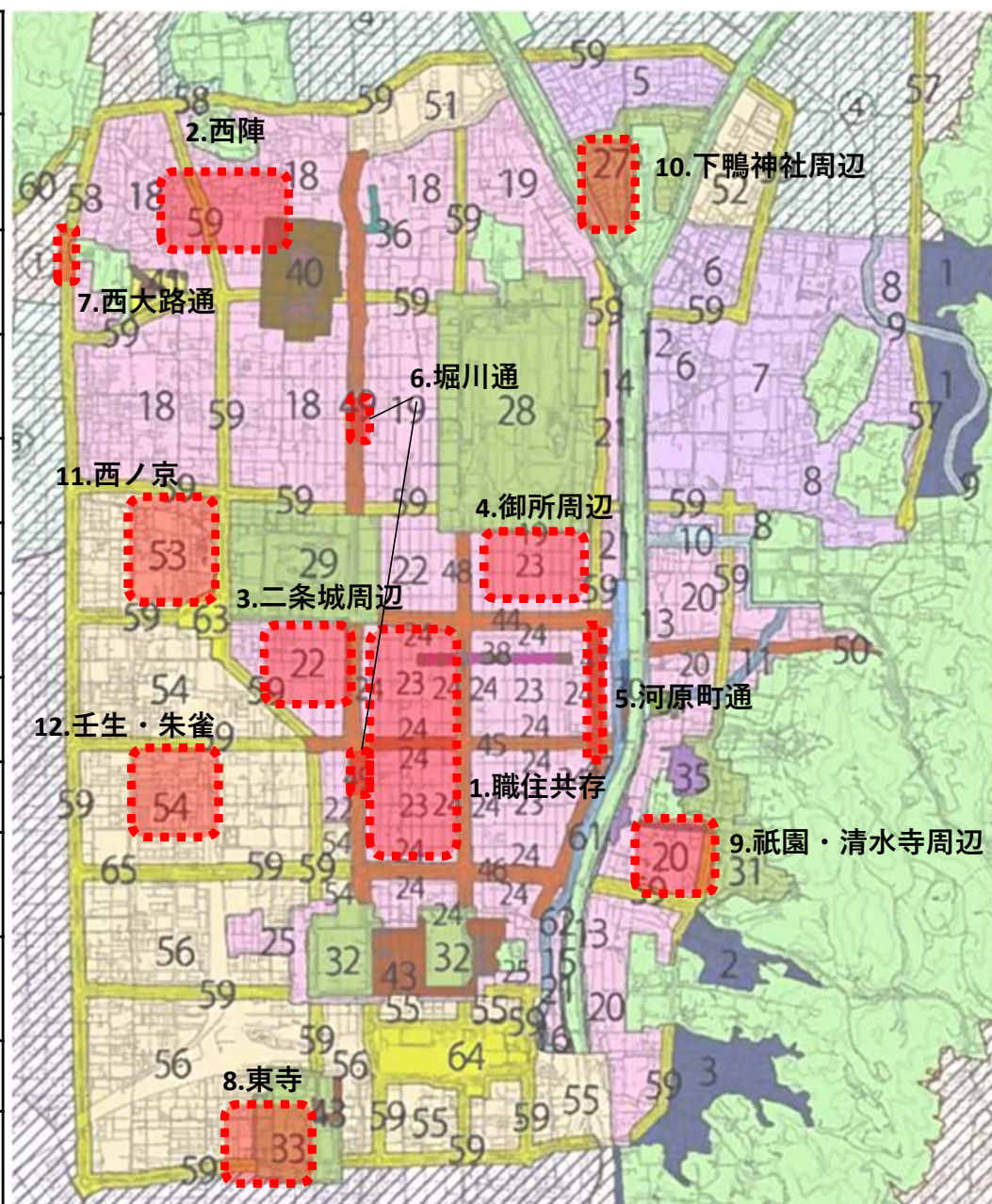


調査対象エリアに関する情報

特性	調査対象エリア ＜景観計画類型番号＞
旧市街地	1.職住共存(1)(2) ＜23＞ ＜24＞
	2.西陣＜18＞、千両ヶ辻界わ い＜40＞
	3.二条城周辺＜22＞
	4.御所周辺＜19＞
幹線沿道	5.河原町通＜47＞
	6.堀川通＜49＞
	7.西大路通＜58＞
歴史遺産周辺	8.東寺＜33＞
	9.祇園・清水寺周辺＜31＞
	10.下鴨神社周辺(1)＜27＞
周辺部市街地	11.西ノ京＜53＞
	12.壬生・朱雀＜54＞



※表中の＜ ＞内の数字及び図中のグレーの数字は京都市景観計画の地域別方針に記載の番号と連動

1.職住共存(1)(2) <23> <24>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・旧市街地型美観地区
- ・商業・業務施設と住居が共存する京町家が連担する街並み景観の継承
- ・1, 2階は商家により育まれた和風意匠を取り入れ、新旧が調和した景観を形成
- ・地域景観づくり協議地区

その他都市計画等の位置付け：

- ・15m第4種高度地区
- ・商業地域、地区計画
- ・職住共存特別用途地区 など

選定理由：

- ・東は商業化の傾向あり、西は共同住宅等へ敷地集約による更新を想定
- ・京町家が一部残りつつも、用途の混在化、多様化を想定
- ・街区形状は背割の有無で2種
- ・更新状況を加味し、新町通を選定（御池通～四条通、四条通～五条通）



1.職住共存(1)(2) <23> <24>

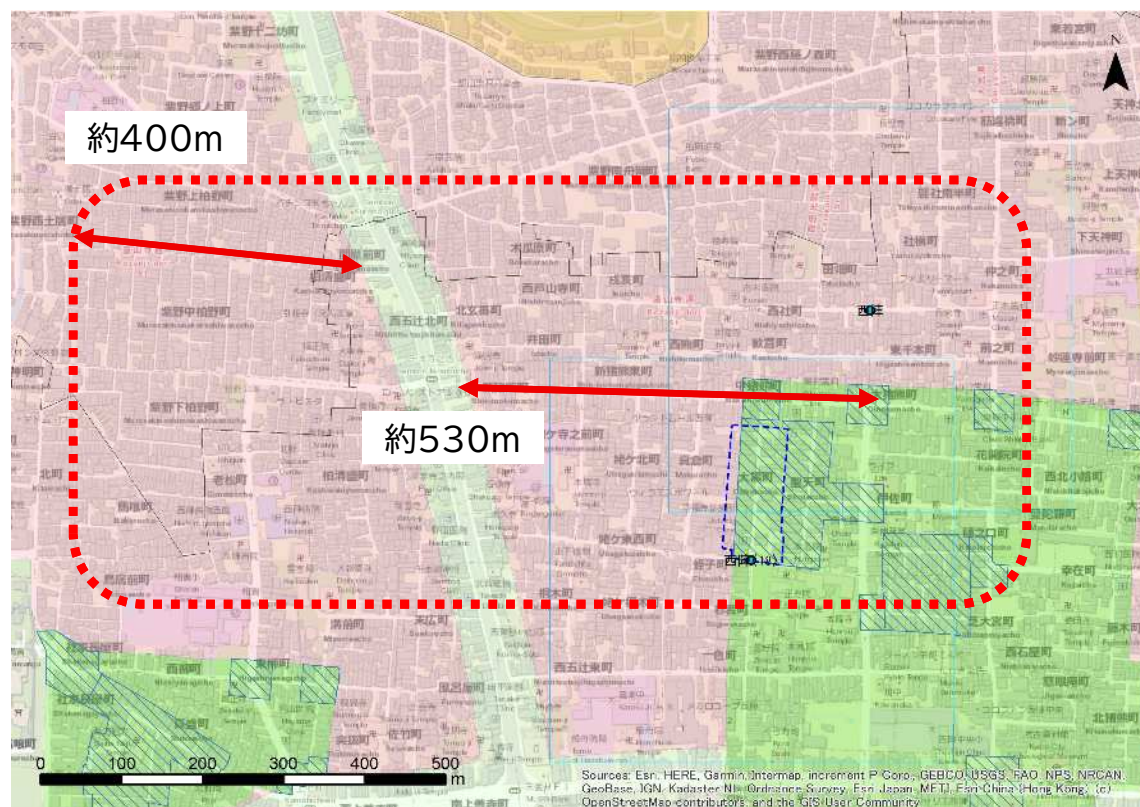
①職住共存（六角通周辺）



②職住共存（蛸薬師通周辺）



2.西陣<18>、千両ヶ辻界わい<40>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・旧市街地型美観地区（一部千両ヶ辻界わい景観整備地区）
- ・京町家や社寺等の歴史的建造物や緑とが調和する景観特性の継承
- ・勾配屋根や門塀等の設置にて連続性に配慮

その他都市計画等の位置付け：

- ・15m第3種高度地区
- ・準工業地域、西陣特別工業地区など

選定理由：

- ・住宅と小規模工場が主体で、戸建てや共同住宅への更新が多いと想定
- ・道路幅員や従来の敷地規模が現況の景観形成にも強く影響すると想定
- ・界わい景観整備地区は、細かい様式指定により、一般的な旧市街地型美観地区よりも緻密な景観形成を想定
- ・更新状況を加味し、蘆山寺通（狭幅員）、界わい景観整備地区を含む寺之内通（中程度幅員）を選定

2.西陣<18>、千両ヶ辻界わい<40>

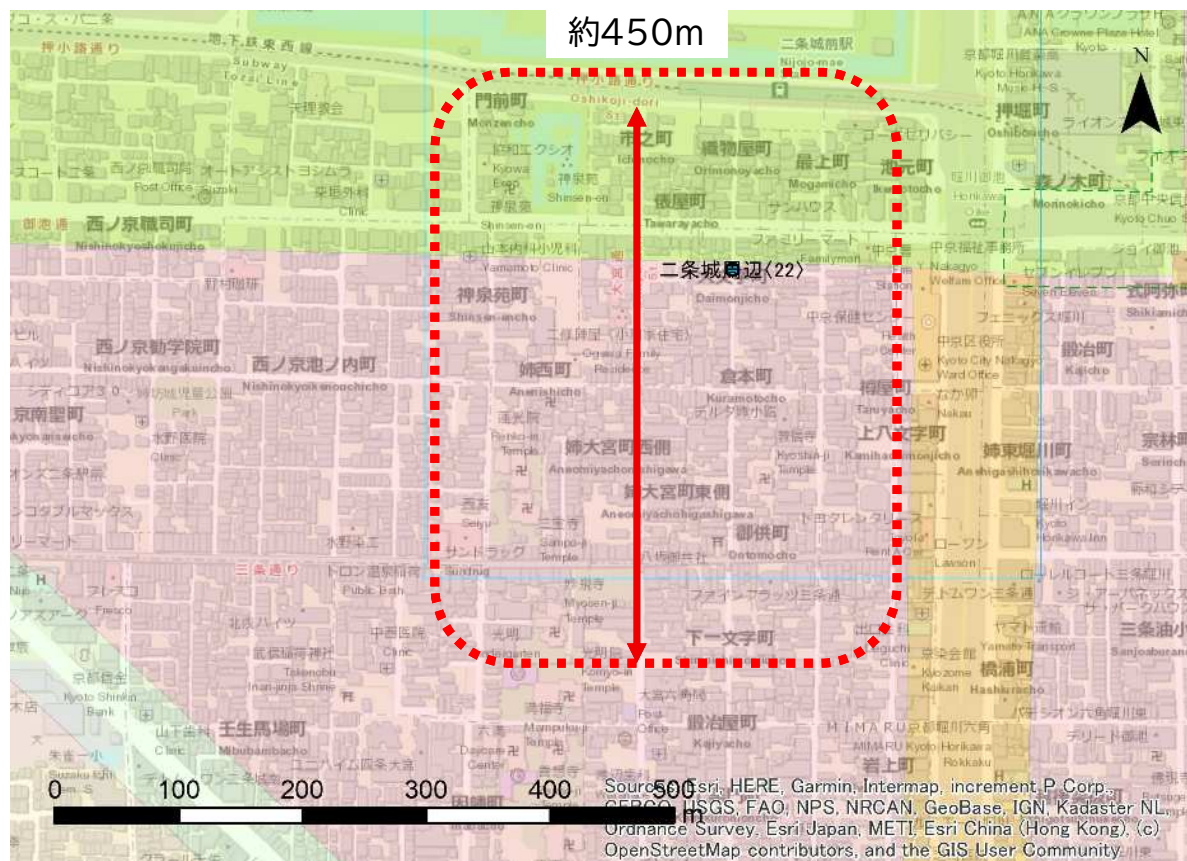
①西陣（寺之内通周辺）



②西陣（蘆山寺通周辺）



3.二条城周辺 <22>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・旧市街地型美観地区
- ・二条城の大きな樹木や石垣又は櫓等を垣間見る開放的な景観、寺院の伽藍や土塀の歴史的な町並みの継承
- ・街路景観の保全、和風意匠の外観の誘導

その他都市計画等の位置付け：

- ・15m第3種高度地区
- ・近隣商業地域

選定理由：

- ・歴史遺産に近接する住宅系と商業系が接する地域
- ・都心部近傍であり、戸建てが残存しながらも共同住宅や商業化も散見されると想定
- ・更新度合を加味し、大宮駅から二条城へ北上する動線でもある大宮通を選定
(押小路通～三条通下る)

3.二条城周辺 <22>

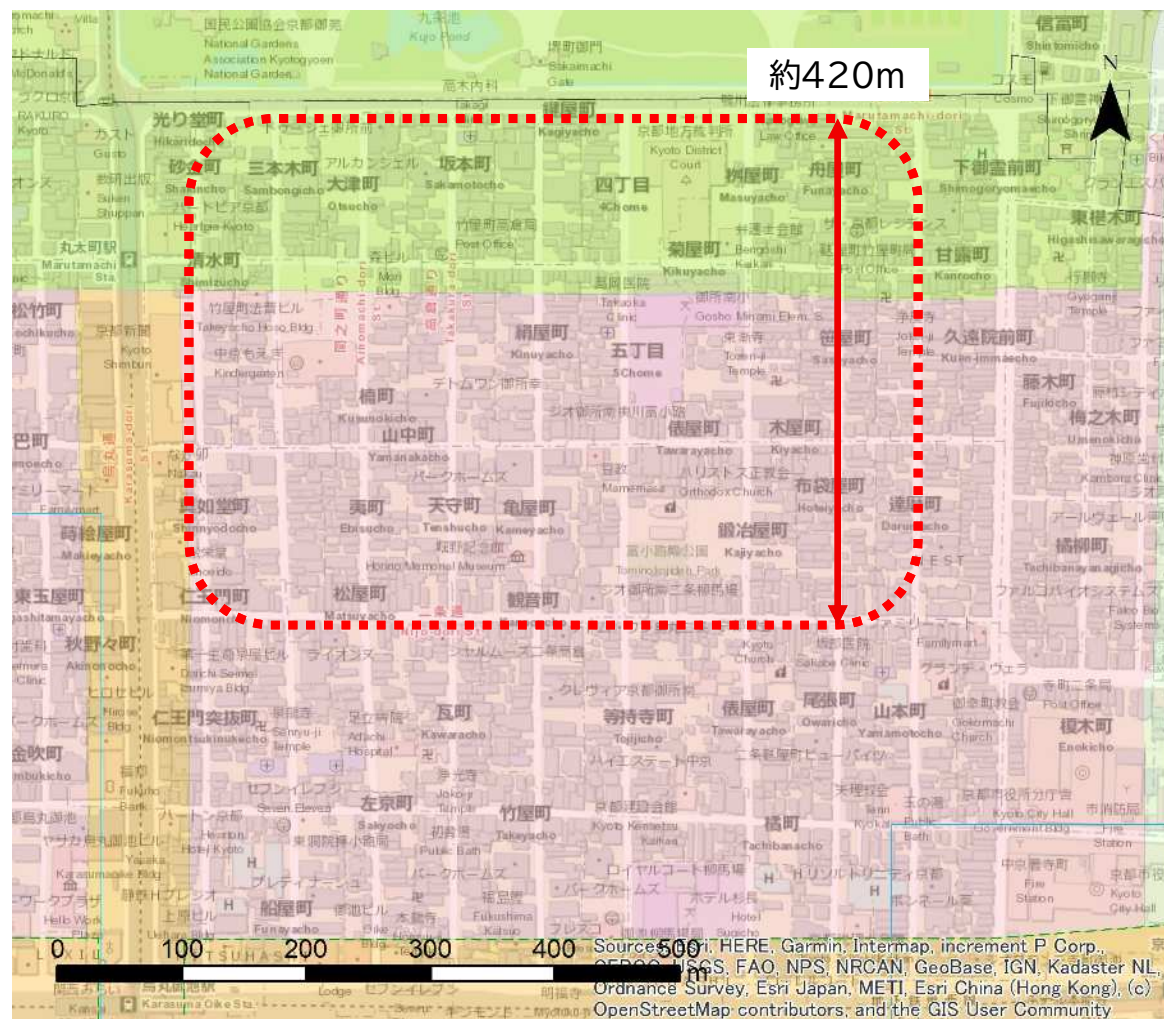
①二条城周辺（市之町周辺）



②二条城周辺（姉大宮町周辺）



4.御所周辺<19>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・旧市街地型美観地区
- ・緑豊かな御所の周囲を取り囲む地域の景観特性の継承
- ・御所や寺社の緑と調和する敷地内の緑化の誘導や景観資源との調和による落ち着きある町並みの保全

その他都市計画等の位置付け：

- ・15m第2種高度地区
- ・近隣商業地域、地区計画
- ・職住共存特別用途地区

選定理由：

- ・御所の歴史遺産に接続する商業系地域
- ・都心部近傍でもあることから共同住宅や商業系への更新が想定
- ・京町家ほか歴史資源が一部残りつつも建替えがあり、景観が遷移する麩屋町通を選定
(丸太町通～二条通)

4.御所周辺 <19>

①御所周辺（舟屋町周辺）



②御所周辺（布袋屋町周辺）



5.河原町通<47>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・沿道型美観地区（都心幹線地区）
- ・賑わいのある、歩いて楽しい通り景観の形成
- ・1, 2階の壁面後退、魅力ある歩行者空間の確保
- ・色彩の統一や屋上景観の整備など

その他都市計画等の位置付け：

- ・31m高度地区
- ・商業地域、地区計画

選定理由：

- ・都心の主要な幹線道路で、特に賑わいある景観としてホテルや商業施設の立地や更新を想定
- ・建築物だけでなく、工作物や内部の設え、商品陳列等を含めて変化が生じていると想定
- ・沿道と交差点との連続性と差異を考慮し、河原町通にて大規模交差点を含むよう、三条通北側～四条通南側を選定

5.河原町通 <47>

河原町通（三条通周辺）



6.堀川通<49>

①堀川通（北）（下長者町通周辺）



②堀川通（南）（仏光寺通周辺）





- ・沿道型美観形成地区（幹線地区）
- ・京都にふさわしい新たなデザインの誘導による沿道景観の形成
- ・道路後退や夜間照明の工夫などで賑わいのある歩行者空間を充実
- ・色彩や屋上整備による左大文字への眺望保全
- ・景観資源との調和による歴史的景観の保全

その他都市計画等の位置付け：

- ・第2種住居地域
- ・15m第2種高度地区

選定理由：

- ・歴史的市街地外縁部の幹線道路で、中幅員程度の住居系幹線
- ・観光名所や景観資源が点在し、眺望や歴史的景観の保全を図りながら、新たなデザインの誘導を図っている
- ・中規模建築物の連担や、眺望、通り景観の形成に着目し、衣笠小学校付近～平野神社北の区間を選定

7.西大路通 <58>

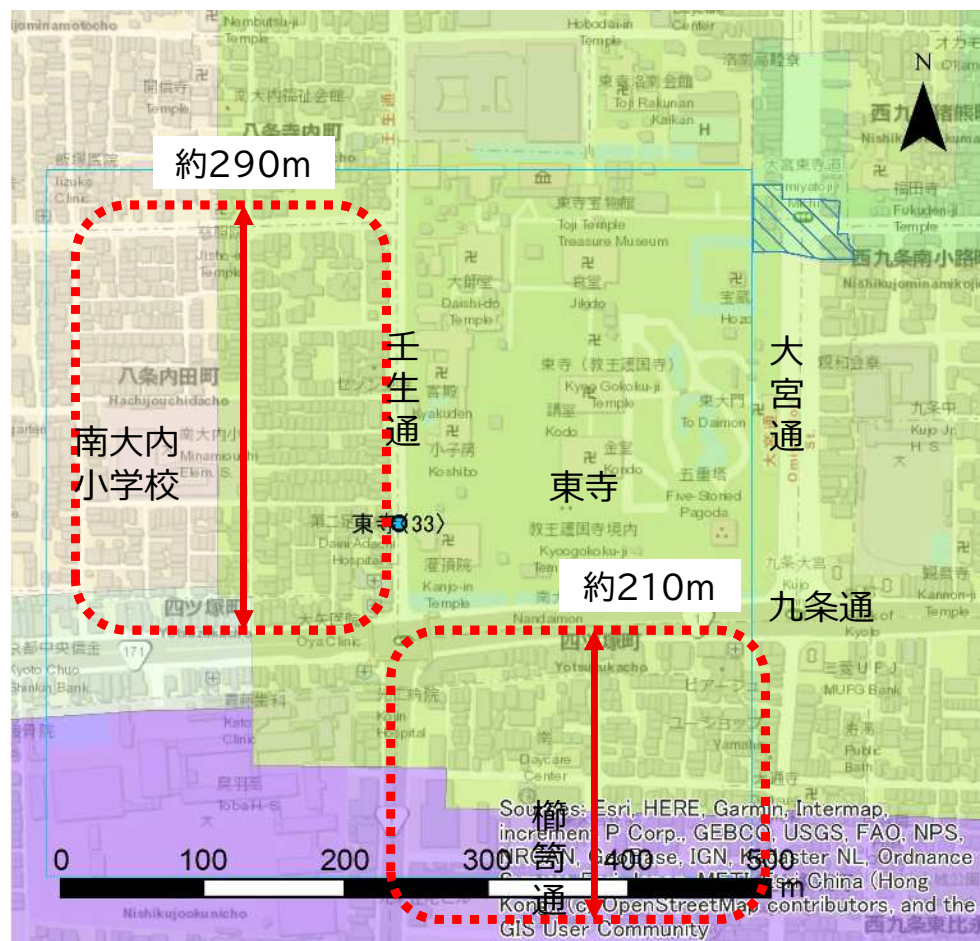
①西大路通（平野神社以北）



②西大路通（平野神社以南）



8.東寺〈33〉



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・ 歴史遺産型美観地区
- ・ 東寺の門前町として発展、東寺の寺域を取り囲む築地塀越しの木造建築等の景観特性の継承
- ・ 東寺に面する敷地は、和風基調の町並みの保全創出。その他の敷地は京町家との調和を図り門前町の落ち着きある町並みを保全創出

その他都市計画等の位置付け：

- ・ 15m第2種高度地区
- ・ 第一種、第二種住居地域、九条通は商業地域

選定理由：

- ・ 歴史遺産周辺の内側街区にて図られる町並み景観の形成状況について、旧市街地型との差異に着目
- ・ 歴史遺産型と市街地型とが連担する箇所を対象とし、東寺と九条通を挟んで接続する櫛笥通(くしげどおり)、東寺から奥に入った街区の南大内小学校東側の南北を選定

8.東寺〈33〉

①櫛笥通(くしげどおり)



②南大内小学校東側の南北南北の通



9. 祇園・清水寺周辺〈31〉

景観地区・景観計画の位置づけ：

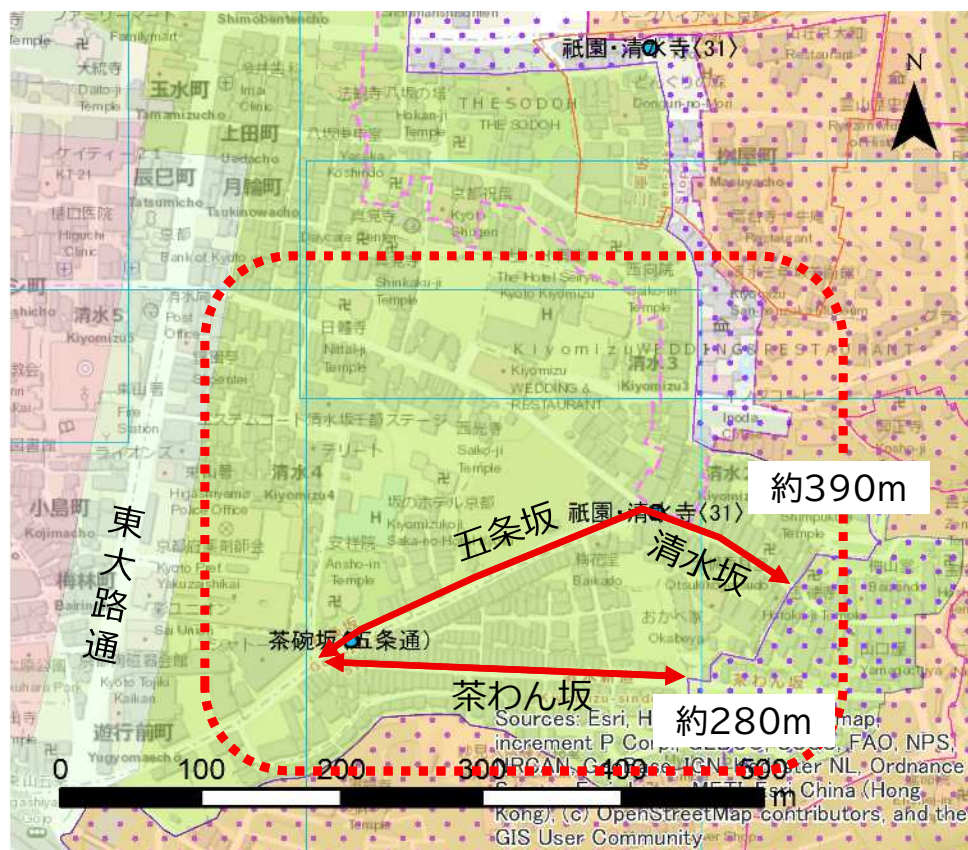
- ・ 歴史遺産型美観地区
- ・ 由緒ある社寺建築物と坂道等に沿って建ち並ぶ京町家からなる街並みや周辺に集積する寺院など、通りごとに異なる景観特性の継承

その他都市計画等の位置付け：

- ・ 12m第2種高度地区
- ・ 第二種住居地域

選定理由：

- ・ 街並みの保全・修景にあわせ一部で道路整備が実施されている
- ・ 建替えが少ないエリアにて、景観形成がどのように進むかに着目
- ・ 清水寺へのアクセスルートとして、京町家が連担しながらも改修・模様替えなどの動きが見られる五条坂・清水坂沿道、茶わん坂沿道を選定



9. 祇園・清水寺周辺 〈31〉

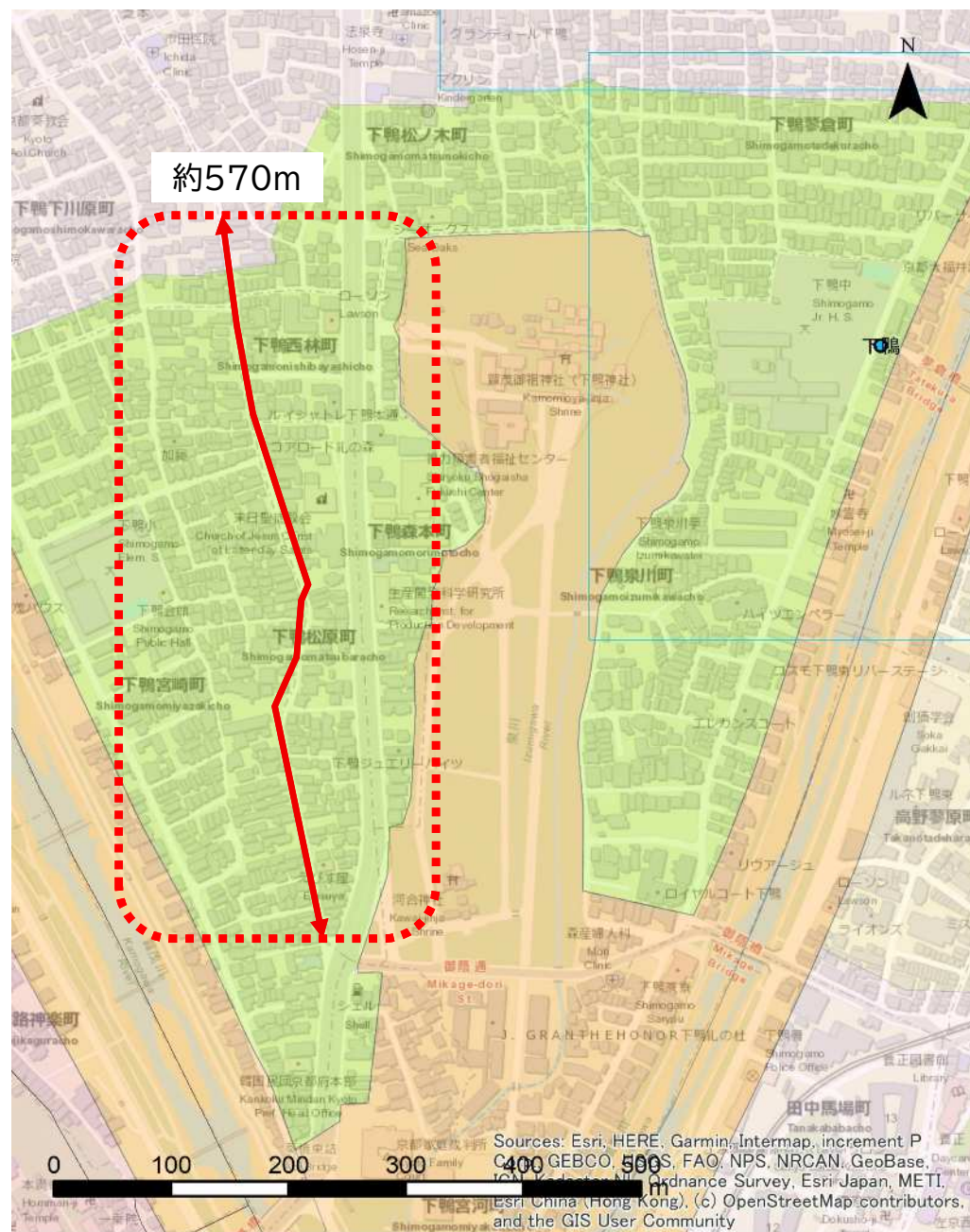
① 五条坂



② 茶わん坂



10.下鴨神社周辺(1) <27>



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・ 歴史遺産型美観地区
- ・ かつての社寺町や、昭和初期に形成された住宅地等の景観特性の継承
- ・ 社叢の緑と呼応するよう植栽の配置や、和風基調の住宅地の保全

その他都市計画等の位置付け：

- 10m高度地区
- 第一種低層住居専用地域

選定理由：

- ・歴史遺産周辺の内側街区にて図られる町並み景観の形成状況について着目
- ・下鴨神社に近接し、風致地区等が指定されていない街区内の住宅地で、京町家の残存とともに建替え等も見られる路線として、下鴨中通沿道を選定

10.下鴨神社周辺(1) <27>

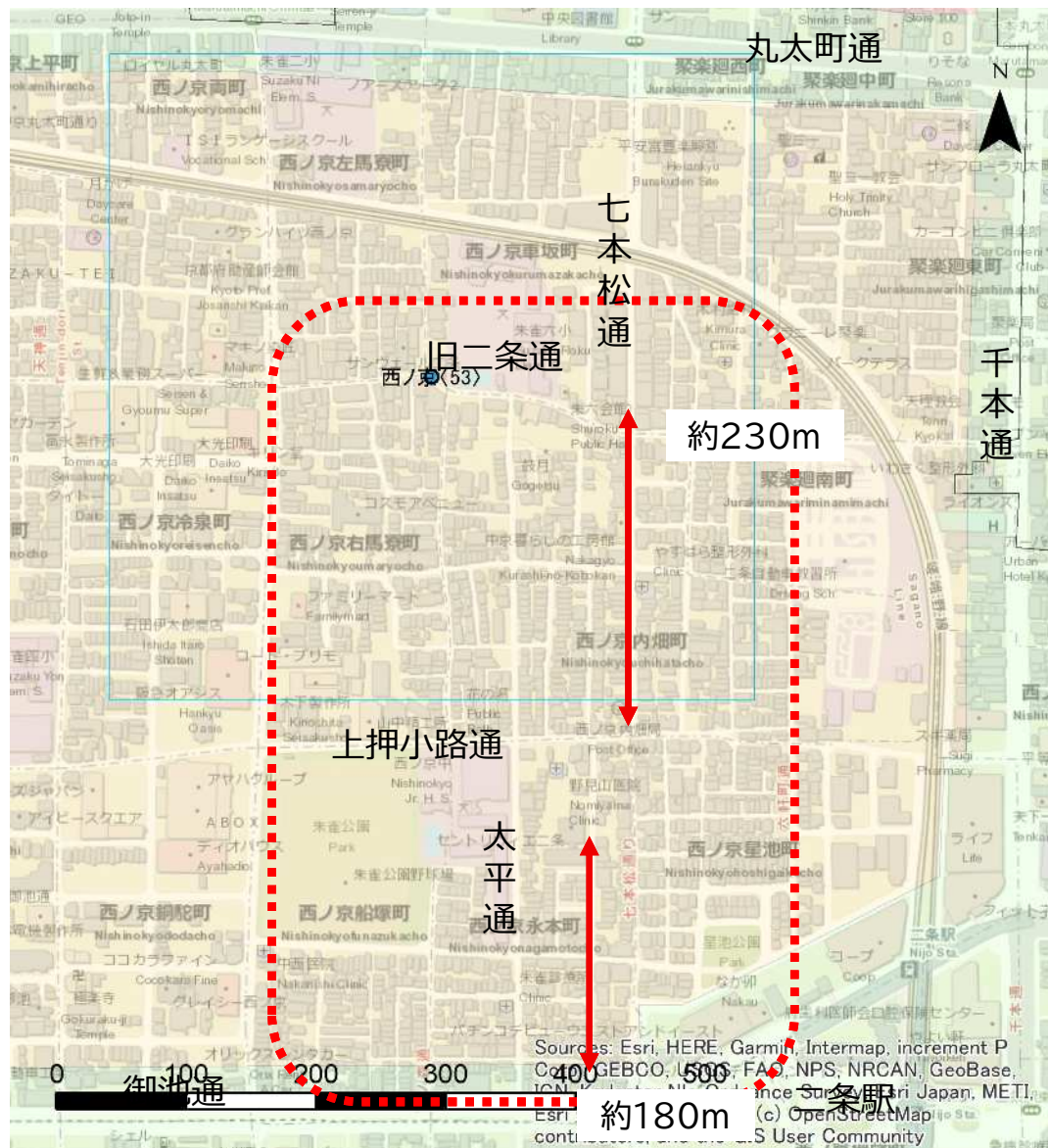
① 下鴨中通



② 下鴨中通



11.西ノ京〈53〉



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・市街地型美観形成地区
- ・京都らしい繊細で洗練された意匠を継承した新たな建築を誘導
- ・市電開通後に幹線沿道が急速に市街化
中小工場の進出により製造の拠点
- ・住工の共存、新しい市街地景観の創出

その他都市計画等の位置付け：

- ・20m第3種高度地区
- ・近隣商業地域、準工業地域

選定理由：

- ・住宅と工場等が共存する
- ・京町家などが一定数存在し、それらの景観資源との調和を図りながら、新たなデザインの誘導を図っている
- ・京町家とあわせて昭和期の建物が建ち並びつつも、一定の建替えが見られる場所として

(北) 七本松通 (旧二条通～上押小路通間)

(南) 太平通と七本松通の間の通 (御池通上る)

を選定

11.西ノ京〈53〉

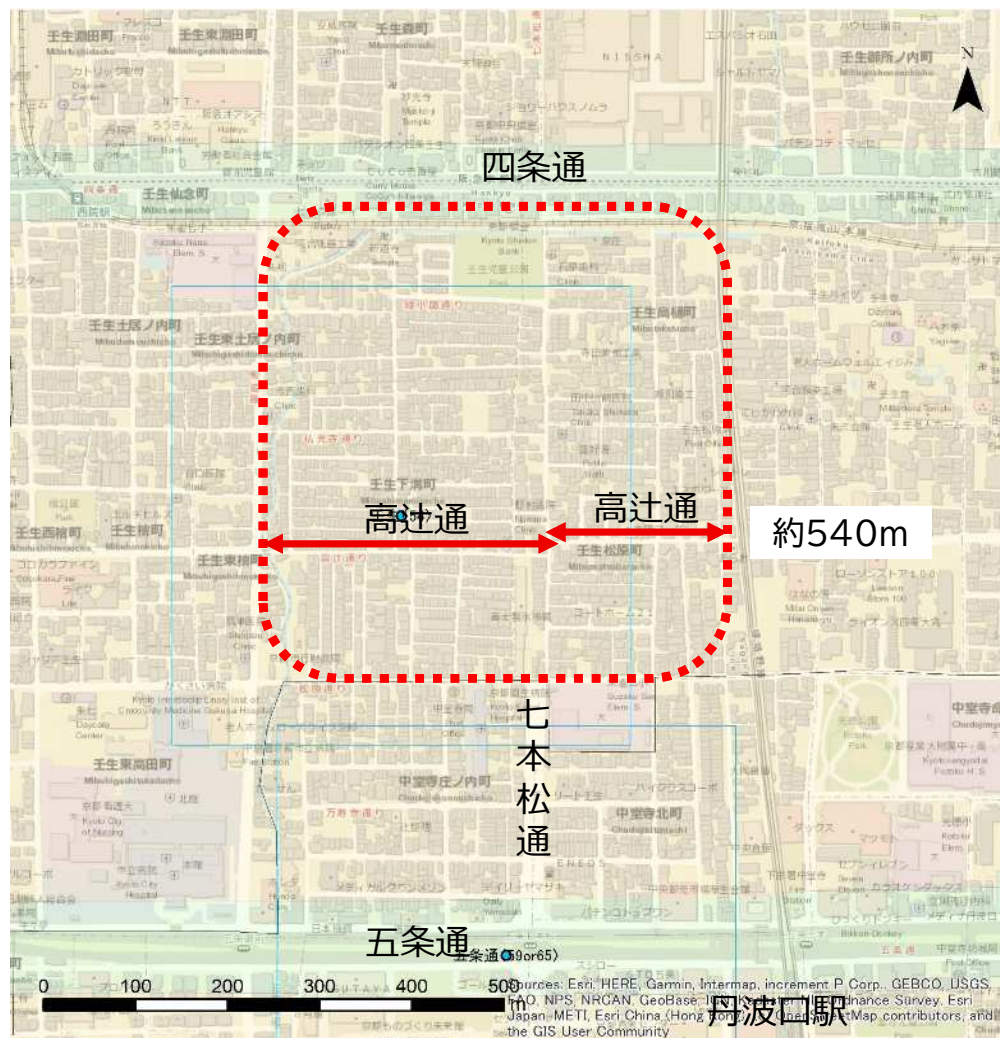
① 七本松通（北側）



② 太平通と七本松通の間の通



12.壬生・朱雀〈54〉



景観地区・景観計画の位置づけ：

- ・市街地型美観形成地区
- ・京都らしい繊細で洗練された意匠を継承した新たな建築を誘導
- ・壬生寺等の史跡や京町家等の歴史的な街並みの中に、中小の工場や住宅が共存した地域
- ・通りの景観特性に応じて歴史的な街並み景観の形成、その他では良好な市街地景観の創出

その他都市計画等の位置付け：

- ・20m第3種高度地区
- ・準工業地域

選定理由：

- ・住宅、商店、工場等が存在する
- ・京町家などが一定数存在し、それらの景観資源との調和を図りながら、新たなデザインの誘導を図っている
- ・京町家とあわせて昭和期の建物が建ち並びつつも、一定の建替えが見られる場所として、高辻通沿道を選定

12.壬生・朱雀〈54〉

① 高辻通（東側）



② 高辻通（西側）

